

平成29年7月28日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事 内堀 雅雄

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく
福島県産原乳の「解除後の検査計画及び出荷管理」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）
に基づき作成した、本県において産出された原乳の「解除後の検査計画及び出荷管理」
別添のＣＳ等の区分における該当市町村を、別添のとおり見直したので提出する。

<参考>

主な変更点

- 1 平成29年8月1日より本宮CS1（本宮市）の該当市町村から国見町を削除する。
- 2 平成29年8月1日より乳業工場（福島市）の該当市町村から国見町を削除する。
- 3 平成29年8月1日より本宮CS1（本宮市）の該当市町村に南会津町を追加する。

変更の理由

- 1 酪農家の廃業により、国見町から本宮CS1（本宮市）への出荷がなくなったため。
- 2 酪農家の廃業により、国見町から乳業工場（福島市）への出荷がなくなったため。
- 3 南会津町の乳業工場で処理不可能乳が出た場合に本宮CS1（本宮市）へ出荷することとなったため。

解除後の検査計画及び出荷管理

1 解除後の検査計画

(1) 別添のＣＳ又は乳業工場（以下「ＣＳ等」）等の単位での定期的な検査

2週間に1回以上定期的に検査を実施する。

(2) 検査機関

福島県農業総合センター又は環境創造センター福島支所

(3) 定期検査時の原乳の取扱い

定期的検査の際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまでＣＳ等で保管・管理する。基準値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認後、原乳の出荷または製品の製造を開始する。

(4) 検査の結果基準値を上回った場合

保管・管理している原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷制限の要否が判断されるまで当該ＣＳ等に属する市町村からの原乳の集荷を自粛する。

2 解除後の出荷管理等

(1) ＣＳ等での出荷数量等の把握

ＣＳ等は受け入れた原乳に関して、出荷者名と出荷量を確認し、それを県に報告する。また、ＣＳは、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県に報告する。

(2) 乳業工場での管理

乳業工場は、脱脂粉乳を製造する場合には、基準値を下回るよう生乳又は脱脂粉乳の検査等により適切に管理すること。

(3) 酪農家への指導

ア 適正な家畜の飼養管理の徹底

県は、原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理等に関する関係通知を酪農家に周知するとともに、関係団体と協力して適正な飼養管理に係る巡回指導を実施する。

イ 出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動した牛からの原乳の出荷は行わないよう出荷制限解除区域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

ただし、以下の（ア）及び（イ）を満たす場合にあっては、出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動した搾乳牛からの原乳の出荷を認めることとし、認める場合には県がその旨を公表する。

（ア）約1週間ごとに、移動前の牛から搾乳した原乳を合乳したもの（又は県内の出荷制限解除区域に移動させた後の牛から搾乳した原乳を合乳したもの）について、それぞれ検査を行い、3回連続して基準値以下となること。

（イ）（ア）の検査の際に同時に原乳を採取した搾乳牛から出荷される原乳はすべて、事前に県と協議した特定のＣＳ等へ出荷すること。

なお、初妊牛及び乾乳牛を出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動させ分娩後に原乳の出荷を行う場合には、出荷する特定のＣＳ等を事前に県と協議し、移動した農場で移動前の農場単位で最初に分娩した移動牛から生産された原乳が３回連続して基準値以下であることを県に報告した上で、移動牛の原乳の出荷を開始する。

ウ 出荷制限解除時点で原乳の生産がない区域及び避難指示が解除された区域における原乳生産の扱い

(ア) 県は、原乳を取り扱う農業協同組合等（以下「農協等」）又は乳業者に対して、新たに農家が酪農経営を開始することを決定した場合において、農家の氏名、所在地、飼養規模、営農開始希望日等を速やかに報告するように要請する。

(イ) (ア) の報告を受けた県は、営農開始前に当該農家に対して、原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理等に関する関係通知を周知するとともに、関係団体と協力して適正な飼養管理を指導する。県は、特に避難指示が解除された区域においては「避難指示解除準備区域等における畜産経営の再開に関する留意事項」（平成27年12月4日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、飼料課長通知）（別紙２参照）に基づき必要な指導、確認を行う。

また、県は、農協等又は乳業者と出荷するＣＳ等を事前に協議するとともに、牛が避難指示区域の外から導入されたことを確認した上で、搾乳開始後１週間以降、かつ出荷開始前１ヶ月以内に、農家単位で搾乳した原乳の検査を行い、基準値以下であることを確認し、当該農家は、原乳の出荷を開始する。

(ウ) 県は、(イ) により確認を受けた農場を除き、避難指示が解除された区域において生産された原乳の出荷を行わないよう当該区域の市町村、農協等、乳業者、農家を指導することとし、(イ) により確認を行い、原乳の出荷を認める場合には県はその旨を公表する。

(４) 県と関係者との情報の共有

県と関係団体で構成する連絡会議において、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、県は消費者、流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供する。

C S等の区分、所在地及び該当市町村（変更前 平成29年7月31日まで）

別添

C Sまたは乳業工場の区分 （所在市町村）	地域に該当する市町村				
郡山C S（郡山市）	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	石川町
	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	白河市	西郷村	泉崎村	矢吹町	矢祭町
	塙町	鮫川村	喜多方市	磐梯町	三島町
	会津美里町	川内村	いわき市	福島市	二本松市
	本宮市	川俣町	大玉村	南相馬市	伊達市
本宮C S 1（本宮市）	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	国見町
	川俣町	大玉村	郡山市	田村市	平田村
	小野町	矢吹町	喜多方市	磐梯町	猪苗代町
	相馬市	南相馬市	新地町	いわき市	下郷町
	鮫川村	檜葉町			
本宮C S 2（本宮市）	福島市	川俣町	相馬市	南相馬市	大玉村
県南C S（泉崎村）	白河市	泉崎村	矢吹町	西郷村	
乳業工場（福島市）	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	国見町
	川俣町	大玉村			
乳業工場（会津坂下町）	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	三島町	会津美里町
乳業工場（南会津町）	南会津町	下郷町			
乳業工場（いわき市）	石川町	浅川町	鮫川村	いわき市	郡山市
	小野町	平田村			

C S等の区分、所在地及び該当市町村（変更後 平成29年8月1日から）

C Sまたは乳業工場の区分 （所在市町村）	地域に該当する市町村				
郡山C S（郡山市）	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	石川町
	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	白河市	西郷村	泉崎村	矢吹町	矢祭町
	塙町	鮫川村	喜多方市	磐梯町	三島町
	会津美里町	川内村	いわき市	福島市	二本松市
	本宮市	川俣町	大玉村	南相馬市	伊達市
本宮C S 1（本宮市）	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	川俣町
	大玉村	郡山市	田村市	平田村	小野町
	矢吹町	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	相馬市
	南相馬市	新地町	いわき市	下郷町	鮫川村
	檜葉町	南会津町			
本宮C S 2（本宮市）	福島市	川俣町	相馬市	南相馬市	大玉村
県南C S（泉崎村）	白河市	泉崎村	矢吹町	西郷村	
乳業工場（福島市）	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	川俣町
	大玉村				
乳業工場（会津坂下町）	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	三島町	会津美里町
乳業工場（南会津町）	南会津町	下郷町			
乳業工場（いわき市）	石川町	浅川町	鮫川村	いわき市	郡山市
	小野町	平田村			

27 生畜第1306号

平成27年12月4日

福島県農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部

畜産振興課長

飼料課長

避難指示解除準備区域等における畜産経営の再開に関する留意事項
について

平素より畜産行政の推進に格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域については、区域の見直しや除染が行われ、このうち、避難指示解除準備区域であった田村市都路地区や川内村の一部、楢葉町では、避難指示が解除されました。

一方、このような地域では、避難指示区域の設定により長期間にわたって畜舎等が管理されずに放置されてきたことから、食品の基準値を上回る放射性物質に汚染された畜産物が生産されることを防ぎつつ、家畜の飼養管理を円滑に再開するためには、畜舎の清掃等を含む生産環境の整備が必要と考えられます。

このため、今般、避難指示解除準備区域等において、畜産経営の再開を希望する農家が家畜・家きんを再導入する際に、生産環境の整備を中心として特に留意すべき事項について、別添1のとおり取りまとめるとともに、畜産経営を再開する際の畜舎等の清掃等に関する賠償の考え方について、農林水産省と東京電力株式会社の間で確認し、別添2により整理しました。

つきましては、これらを参考にしつつ、避難指示解除準備区域等における畜産経営の再開が円滑に行われるよう、御指導の程、よろしくお願いいたします。

別添 1

平成 27 年 12 月 4 日
農林水産省生産局畜産部畜産振興課
飼料課

避難指示解除準備区域等における畜産経営の再開に関する留意事項

- 1 食品の基準値を上回る放射性物質に汚染された畜産物が生産されることを防ぐため、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2444 号、23 生産第 3442 号、23 林政産第 99 号、23 水推第 418 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)において、飼料に関する放射性物質の暫定許容値を定めるとともに、
 - (1) 牛の飼養管理等については、「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」(平成 24 年 2 月 3 日付け 23 生畜第 2255 号、23 消安第 5364 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜産安全管理課長連名通知。以下、「牛飼養管理通知」という。)、
 - (2) 豚、家きん及び馬の飼養管理等については、「飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について」(平成 24 年 3 月 23 日付け 23 生畜 2778 号、23 消安第 6618 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜産安全管理課長連名通知。以下、「豚等飼養管理通知」という。)、
 - (3) 敷料の取扱いについては、「原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて」(平成 23 年 8 月 23 日付け 23 生畜第 1219 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、畜産企画課長連名通知。以下「敷料通知」という。)等に基づき、貴県より県内畜産農家に対して指導いただいているところです。また、めん羊、山羊等については、「豚等飼養管理通知」等に基づき、出荷の自粛等を指導いただいているところです。
- 2 このような中、避難指示が解除されていない区域のうち避難指示解除準備区域については、「避難指示区域内における活動について」(平成 27 年 6 月 19 日原子力被災者生活支援チーム)において、「区域内でできる活動」の一つに「営農」が位置づけられています。また、居住制限区域における営農再開の場合は、申請に基づき原子力災害現地対策本部長による例外認定が必要です。

一方、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示が解除された区域(以下「対象区域」という。)については、既に営農が行われている避難指示が解除された区域と同程度まで空間線量率が低下している場所がある一方、対象区域内の汚染の範囲や程度が必ずしも明確ではなく、長期間にわたって畜舎等の保守管理、清掃等が行われていない状況にあることから、

 - (1) 畜舎、飼料庫等の施設については、破損状況の確認を要することに加え、原発事故発生以前の飼料、敷料等の放置や放射性物質が付着したじん埃等の蓄積などにより、

- 意図しない形で家畜による摂取が懸念されること、
- (2) 原発事故発生以前に自給飼料の生産に利用されていた牧草地、飼料畑等については、汚染の程度が不明であることに加え、雑草等の繁茂により荒廃し、物理的に飼料の生産が困難になっていること、
- (3) これまでの指導に基づき、モニタリング調査や必要に応じ再除染等の対応が必要であること
- 等から、現状のままで畜産経営を再開することは、実質的に困難であると考えられます。

- 3 このため、今後、畜産経営者（「対象区域で家畜・家きんを再導入し、営農を開始しようとする畜産経営者」をいう。以下同じ。）が対象区域において、畜産経営の再開に向けた生産環境の整備を進める上で留意すべき事項や、貴県等関係機関が畜産経営者を指導する上で留意すべき事項について、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、安全な畜産物の生産及び畜産経営の円滑な再開に向け、畜産経営者に対し、本留意事項を周知・指導いただくとともに、畜産経営の再開前後の現地調査による確認や国への情報提供等をお願いいたします。

また、避難指示が解除されていない地域において、避難指示解除前の畜産経営の再開を希望する者に対しては、原則として当該地域内には宿泊できないこと等の制限を踏まえ、個別に適切な指導をお願いいたします。

なお、貴県等関係機関による畜産経営者に対する指導等に関し、国は、求めに応じて必要な助言等を行います。

記

1 畜産経営を再開する際に遵守すべき事項

畜産経営者は、畜舎等の施設等について、食品の基準値を上回る放射性物質に汚染された畜産物の生産防止等のため、県等の指導を得つつ破損状況を確認し補修等を行うとともに、長期間にわたり放置されたために必要となった清掃を行うこととする。その際、以下の(1)～(6)については必ず実施することとし、県は(7)により確認するとともに、国に報告するものとする。

(1) 意図しない放射性セシウムの摂取防止措置

① 汚染された土やじん埃等からの摂取防止

家畜・家きんが土やじん埃等から放射性セシウムを摂取することを防止するため、家畜・家きんが摂取するおそれのある畜舎や外周の床面、土間について、清掃等を実施すること。

② 建物や器具等からの摂取防止

畜舎、飼料庫、搾乳施設等の飼養管理用の建物や器具等にも放射性セシウムが付着していると考えられることから、これらについても清掃や洗浄等を実施すること。

③ 汚染された落ち葉、野草等からの摂取防止

家畜・家きんが落ち葉等から放射性セシウムを摂取することを防止するため、家畜・家きんが摂取するおそれのある農場内の落ち葉、野草等の除去等を実施すること。

と。

④ 汚染された立木からの摂取防止

家畜・家きんが立木の樹皮・枝葉等から放射性セシウムを摂取することを防止するため、家畜・家きんが摂取するおそれのある農場内の立木等について、下枝の除去、樹皮の洗浄等を実施すること。

⑤ 廃棄予定の飼料・敷料等の摂取・給与防止

利用できず廃棄予定の飼料・敷料等については、家畜・家きんが接触できない状態で保管すること。また、誤って給与しないよう、利用可能な飼料、敷料等と明確に区別して保管すること。

⑥ 水たまり等からの摂取防止

水たまり等周辺の水が集まりやすい箇所が存在する場所で家畜・家きんを飼育しないようにするとともに、必要に応じ、水たまり等ができないように補修すること。

(2) 汚染廃棄物の取扱

除染や清掃作業により生じた廃棄物の取扱については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づき適正に処理され、家畜の飼養管理に悪影響を与えないよう隔離管理されていることを自治体と連携して確認すること。

(3) 飼料・敷料の利用

家畜の飼養管理に用いる飼料・敷料については、「牛飼養管理通知」、「豚等飼養管理通知」、「敷料通知」等に基づき給与等を行うとともに、

① 対象区域において放置されていた飼料・敷料については、放射性物質による汚染や品質の劣化が懸念されることから、保管状況のいかんに関わらず利用しないこと。

② 新たに生産された飼料作物の利用については、「平成 26 年産稲から生じた稲わらの取扱いに関する周知徹底等について」（平成 27 年 3 月 9 日付け 26 生産第 3174 号、26 生畜第 1838 号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長連名通知）、「平成 27 年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除について」（平成 27 年 3 月 9 日付け 26 生畜第 1840 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成 27 年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除について」（平成 27 年 6 月 3 日付け 27 生産第 799 号、27 生畜第 371 号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長連名通知）に基づいて行うこと。

③ 畦畔草については、利用しようとする畦畔の除染が完了し、対象区域以外の畦畔と同様な条件で利用を検討することが可能であると県等が判断した場合に限り、「水田畦畔に生育する野草の利用に当たっての留意点について」（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 生畜第 2710 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に準じて取り扱うこと。

④ 屋外運動場については、原則として利用しないこと。ただし、利用しようとする

屋外運動場の除染が完了し、対象区域外の屋外運動場と同様の条件で利用を検討することが可能であると県等が判断した場合に限り、「原子力発電所事故を踏まえた屋外運動場の利用等について」（平成 24 年 6 月 12 日付け 24 生畜第 536 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に準じて取り扱うこと。

- ⑤ 対象区域では、畜産以外の営農も再開されることが考えられることから、当該農家の生産物及び副産物を飼料又は敷料として利用する場合には、「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号）に基づく原子力災害対策本部長指示による出荷制限指示の内容を確認し、出荷可能な生産物及び副産物のみを利用すること。また、出荷可能なものであっても、人の可食部位とそれ以外とで放射性セシウム濃度の暫定許容値が異なることに留意し、利用の可否を判断すること。

（４）飲用水及び洗浄水の利用

家畜・家きんの飲用水及び洗浄水に利用する水源については、水源ごとに放射性セシウム濃度を確認し、人の飲用水として利用可能であると確認されたもの等を利用すること。また、その水源の利用に当たっては、必要に応じて専門家に相談すること。

（５）家畜の分別管理

平成 24 年 4 月 5 日の原子力災害対策本部長指示により、「通い」が可能となった農場等については、所有者が飼養継続を望む場合、一定条件の下、警戒区域にいた家畜（捕獲した放れ畜）を引き渡すこととされたところ、当該指示により飼養継続している家畜を同一農場内で飼養している場合には、再導入した家畜・家きんとの飼養管理上の交差汚染を防止する観点から、双方の家畜・家きんの飼養場所や管理者を分ける等、直接的・間接的な接触を排除するための措置を講じること。

（６）その他家畜や生産物の衛生管理上特に必要な措置

- ① 搾乳用器具、パイプライン、バルクタンク等については、食品衛生上の観点から消毒、洗浄等を十分に実施すること。
- ② 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条）の遵守を確認すること。

（７）県職員等による確認等

県職員等は、家畜・家きんを再導入する前に、立入調査により、（１）～（６）の措置が実施されていることを確認するとともに、確認した事項を記録し保存すること。また、確認した事項を国に報告すること。

２ 畜産経営再開後の初期段階において遵守すべき事項

（１）畜産経営再開後の初期段階における対応

畜産経営者は、対象区域で畜産経営を再開（家畜・家きんを再導入）した後も、１の（１）～（６）の措置を確実に実施すること。

(2) 家畜排せつ物の管理・利用

畜産経営者は、新たに発生する家畜排せつ物と汚染廃棄物が接触することのないよう管理・利用すること。なお、家畜・家きん飼養に伴い発生する家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）」や関係法令に則って管理・利用すること。

(3) 県職員等による確認等

県職員等は、当分の間、定期的（3 か月に 1 回程度が望ましい。）に畜産経営者からの書面提出、又は畜産経営者に対する聞き取り、立入調査等により、1 の（1）～（6）の措置が遵守されていることを確認するとともに、確認した事項を記録し保存すること。また、確認した事項を国に連絡すること。

(4) 畜産経営再開後の出荷制限の解除

県は、畜産経営再開後の出荷制限の解除に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 27 年 3 月 20 日付け原子力災害対策本部）に基づき対応すること。また、必要に応じ、家畜の再導入前からの対応開始を検討すること。加えて、牛については、出荷制限の一部解除について貴県が定める「出荷・検査方針」に基づき対応すること。

(5) 畜産経営再開後の畜産物の出荷再開

畜産経営者は、経営再開後に初めて畜産物を出荷する際には、その旨を県にあらかじめ連絡すること。また、県は、畜産経営者より連絡があった際には、速やかにその旨を国に連絡するとともに、以下のとおり検査を実施し、その結果についても速やかに国に連絡すること。なお、初回出荷時の畜産物のと畜・処理等及び検査は貴県内で行うこと。また、原乳については、出荷再開の手續に関し、国との協議を行い対応すること。

① 牛肉

県の「出荷・検査方針（平成 24 年 9 月 28 日）」に従って検査を実施すること。

② 馬肉、豚肉

農家ごとの初回出荷時には検査を実施し、その後の出荷についても、当分の間は重点的なモニタリング検査を実施すること。

③ 鶏肉、鶏卵、その他家きんの肉・卵、はちみつ等

農家ごとの初回出荷時に検査を実施し、その後の出荷においても、当分の間は重点的にモニタリング検査を実施すること。

3 付記

今後、国又は県発出の通知等により、本留意事項に記載するものに代替するものが新たに発出された場合には、必要に応じて新通知等に読み替えるものとする。

別添 2

平成 27 年 12 月 4 日
農林水産省生産局畜産部畜産振興課
飼料課

畜産経営を再開する際の畜舎等の清掃等に関する賠償の考え方の
整理

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域となり、長期にわたり立ち入りができなかった区域において、畜産経営を再開する際の畜舎等の清掃等に関する賠償の考え方について、東京電力(株)と下記のとおり調整したのでお知らせする。

記

- 1 畜産経営の再開に当たり家畜を再導入するために必要な以下に例示する経費について、長期の避難を強いられ農場が管理不能となったことから通常の営農行為を超えて追加的に支出した清掃等に必要な経費は、個別の事情を確認した上で、必要かつ合理的な原状回復の範囲で賠償対象とする。
なお、償却資産の補修費用については、既に他の賠償で支払われている等の場合に賠償対象とならないことがあるので留意すること。
 - (1) 畜舎や外周の床面や土間の清掃費用等
(例：清掃業者の委託費用、清掃器具類のレンタル費用、ひび割れた床面の補修費用)
 - (2) 畜舎や飼料庫など農業用施設及び器具等の補修、清掃費用等
(例：清掃業者への委託費用、雨漏りの補修費用、故障した器具の補修費用)
 - (3) 農場内の落ち葉、野草等の除去のための清掃費用等
(例：清掃業者への委託費用、清掃器具類のレンタル費用)
 - (4) 農場内の立木等の下枝の除去等のための清掃費用等
(例：伐採業者への委託費用、伐採道具類のレンタル費用)
 - (5) 廃棄予定の飼料等の一時保管費用、利用可能な飼料との区分費用等
(例：飼料運搬、仕分けに係る委託費用、被覆用ビニールシートの購入費用、保管用フレコンバッグの購入費用)
 - (6) 廃棄物等の農場内における一時保管費用等
(例：廃棄物処理業者への委託費用、被覆用ビニールシートの購入費用、保管用フレコンバッグの購入費用)
 - (7) 廃棄物等の農場内から処理施設等への搬出費用等
(例：廃棄物処理業者への委託費用、搬出用機械器具類のレンタル費用)
 - (8) 農場内の水たまり等の修繕費用等
(例：工事業者への委託費用)
 - (9) 清浄な飲水の確保費用等
(例：水道管の補修費用、飲水の検査費用)
- 2 自らの所有地に廃棄物等を保管することが困難であったという特別な理由があれば、保管場所の確保に伴う借地代は合理的な範囲で賠償の対象となる。また、廃棄物等を自らの農地等で保管せざるを得ない特別な理由があり、事業に支障をきたす場合には、個別の事情を確認した上で、合理的な範囲で賠償対象とする。